第一二部	履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）			
第六四類			履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	ＣＣ
第六五類			帽子及びその部分品	
	六五・〇一	六五〇一・〇〇	フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）	ＣＣ
	六五・〇二	六五〇二・〇〇	帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除く。）	ＣＣ
	六五・〇四	六五〇四・〇〇	帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
	六五・〇五		帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
第一三部	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）			
第七〇類			ガラス及びその製品	
	七〇・一八		ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	
		七〇一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	ＣＣ
		七〇一八・九〇	その他のもの 注釈　ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）を除く。	ＣＣ
第一四部	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）			
第七一類			天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	
	七一・〇一		天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	ＣＣ
	七一・〇二		ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	
		七一〇二・一〇	選別してないもの	ＣＣ
			工業用のもの	
		七一〇二・二一	加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	ＣＣ
		七一〇二・二九	その他のもの	ＣＴＨ
			工業用以外のもの	
		七一〇二・三一	加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	ＣＣ
		七一〇二・三九	その他のもの	ＣＴＨ
	七一・〇三		貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	
		七一〇三・一〇	加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったもの	ＣＣ
			その他の加工をしたもの	
		七一〇三・九一	ルビー、サファイヤ及びエメラルド	ＣＴＨ
		七一〇三・九九	その他のもの	ＣＴＨ
	七一・〇四		合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	ＣＴＨ
	七一・〇五		天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	ＣＴＨ
	七一・一二		貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの	ＷＯ
	七一・一三		身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	ＣＴＨ（第七一・一四項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）
	七一・一四		細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	ＣＴＨ（第七一・一三項又は第七一・一五項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）
	七一・一五		その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	ＣＴＨ（第七一・一三項、第七一・一四項又は第七一・一六項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）
	七一・一六		天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	ＣＴＨ（第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七一〇一・二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九九号又は第七一〇四・九〇号からの変更を除く。）